

個別規程 IIJ GIO インフラストラクチャーP2

Gen.2

令和 6 年 5 月 1 日現在
株式会社インターネットイニシアティブ

第 1 条(分類)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 は、大分類、中分類及び小分類に分類されます。

2 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 には、次の大分類(以下この個別規程において「大分類」といいます。)があります。

大分類	内容
ゲートウェイリソース	外部ネットワークへの接続機能に関するサービスカテゴリ
VPC リソース	プライベートネットワーク機能に関するサービスカテゴリ
フレキシブルサーバリソース	仮想サーバ機能に関するサービスカテゴリ
デディケイテッドサーバリソース	仮想化プラットフォーム機能に関するサービスカテゴリ

3 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 には、大分類毎に、次の中分類(以下この個別規程において「中分類」といいます。)があります。

(1) ゲートウェイリソース関係

中分類	内容
ネットワーク	ゲートウェイの通信を提供する機能

(2) VPC リソース関係

中分類	内容
ネットワーク	プライベートネットワーク内の通信を提供する機能
FW/LB	仮想化されたファイアウォール及びロードバランサを提供する機能

(3) フレキシブルサーバリソース関係

中分類	内容
仮想サーバ	仮想化されたサーバを提供する機能

ストレージ	仮想サーバにおいて利用可能な仮想マシンのイメージ等を格納するストレージ領域を提供する機能
ソフトウェアライセンス	仮想サーバにおいて利用可能な有償ライセンスの仮想マシンテンプレートを提供する機能
レプリケーション	契約者の VMware vSphere 環境の仮想マシンを、大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類及び品目をサーバリソースプール：共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 に複製する機能

(4) デディケイテッドサーバリソース関係

中分類	内容
仮想化プラットフォーム VW シリーズ	仮想化されていない物理サーバを、OS、仮想化基盤ソフトウェア(VMware, Inc. が提供するもの)等をインストールした専有の状態で提供する機能
ネットワーク	デディケイテッドサーバリソースのカテゴリにおいて利用可能な IP アドレス又は VLAN を提供する機能

4 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 には、中分類毎に、次の小分類(以下この個別規程において「小分類」といいます。)があります。

(1) ゲートウェイリソース関係

(i) ネットワーク関係

小分類	内容
インターネットゲートウェイ	インターネット通信を行うゲートウェイを提供する機能
プライベートバックボーン ゲートウェイ	IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 と当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスのネットワークを接続するゲートウェイを提供する機能
モニタリング & オペレーションゲートウェイ	IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 と当社が IIJ ソリューションサービス契約約款及び詳細資料に基づき提供する IIJ 統合運用管理サービスの設備を接続するゲートウェイを提供する機能

(2) VPC リソース関係

(i) ネットワーク関係

小分類	内容

VPC	サイト内の通信を制御するためのルータ(VPC ルータ)及び契約者が任意にプライベート IPv4 アドレスを割り当てたセグメントを作成できる仮想プライベートネットワークを提供する機能
追加 IPv4 アドレス	インターネットに接続するための IPv4 アドレスの利用枠を拡張する機能
DC コネクタ:L2	IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 と契約者のラック(当社が定める範囲とします。)を接続するネットワークを提供する機能

(ii) FW/LB 関係

小分類	内容
境界 FW	外部ネットワークとの通信境界にファイアウォールの機能を追加する機能
LB	ロードバランサの資源(ネットワークの帯域をいいます。冗長構成で提供されます。)を一の契約者で専有する状態で提供する機能

(3) フレキシブルサーバリソース関係

(i) 仮想サーバ関係

小分類	内容
サーバリソースプール: 共有プラン	仮想サーバの資源(サーバの CPU、メモリ、帯域をいいます。以下同じとします。)を複数の契約者で共有するサーバ基盤上で提供する機能

(ii) ストレージ関係

小分類	内容
ブロックストレージプール	仮想サーバにおいて利用可能なストレージ領域の利用枠を提供する機能
プライベート OS ライブラリ	契約者が構築した仮想マシンのイメージ等を格納するストレージ領域を提供する機能

(iii) ソフトウェアライセンス関係

小分類	内容
OS ライセンス:Windows	仮想サーバにおいて利用可能な Windows Server OS の利用権を提供する機能
OS ライセンス:Red Hat Enterprise Linux	仮想サーバにおいて利用可能な Red Hat Enterprise Linux OS の利用権を提供する機能

(iv) レプリケーション関係

小分類	内容
レプリケーション: 移行	契約者の VMware vSphere 環境から大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類及び品目をサーバリソースプール: 共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2 への仮想マシンの移行を提供する機能
レプリケーション: DR	契約者の VMware vSphere 環境から大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類及び品目をサーバリソースプール: 共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2 への仮想マシンの DR を提供する機能

(4) ディケイテッドサーバリソース関係

(i) 仮想化プラットフォーム VW シリーズ関係

小分類	内容
ベースセット	VMware vSphere ESXi サーバ、データストア及びネットワークの管理を提供する機能
VMware vSphere ESXi サーバ	当社が別途定める VMware 製品の仮想化基盤ソフトウェアのライセンス(以下「仮想化基盤ソフトウェア」といいます。)がインストールされたサーバ又は契約者が用意した仮想化基盤ソフトウェアを利用するためのサーバを提供する機能
データストア	VMware vSphere ESXi サーバと接続し、契約者が構築した仮想マシンのイメージ等を格納するストレージを提供する機能

(ii) ネットワーク関係

小分類	内容
インターネット接続	インターネットに接続するための IP アドレスを提供する機能
プライベートネットワーク	契約者のプライベートネットワークとして利用するための VLAN を提供する機能
ローカルネットワーク	契約者が仮想化プラットフォーム VW シリーズ上に構築した仮想マシンの間で利用するための VLAN を提供する機能
DC コネクタ	IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2 と契約者のラック(当社が定める範囲とします。)を接続するネットワークを提供する機能

第 2 条(品目)

IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2 には、小分類毎に、次の品目(以下この個別規程において「品目」といいます。)があります。

(1) ゲートウェイリソース関係

(i) ネットワーク関係

小分類	品目	内容
インターネットゲートウェイ	100Mbps	帯域上限が 100Mbps であるもの
	300Mbps	帯域上限が 300Mbps であるもの
	500Mbps	帯域上限が 500Mbps であるもの
	1Gbps	帯域上限が 1Gbps であるもの
プライベートバックボーンゲートウェイ	1Gbps: ベストエフォート	帯域上限が 1Gbps であるもの
モニタリング & オペレーションゲートウェイ	モニタリング & オペレーションゲートウェイ	IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2 と当社が IIJ ソリューションサービス契約約款及び詳細資料に基づき提供する IIJ 統合運用管理サービスの設備を接続するゲートウェイを提供するもの

備考

(1) 「帯域上限」は、インターネット接続において利用可能な帯域の上限を指します。

(2) VPC リソース関係

(i) ネットワーク関係

小分類	品目	内容
VPC	VPC	サイト内の通信を制御するためのルータ(VPC ルータ)と、契約者が任意にプライベート IPv4 アドレスを割り当てたセグメントを作成できる仮想プライベートネットワークを提供するもの
追加 IPv4 アドレス	/32	グローバル IPv4 アドレスの利用枠を拡張するもの

DC コネクタ:L2	10Gbps	ネットワークインターフェースの仕様が、帯域上限:10Gbpsであるもの
------------	--------	-------------------------------------

備考

- (1) グローバル IPv4 アドレスの利用枠は 1 個単位で追加するものとし、契約者が申し込み時に IPv4 アドレス数の上限値を指定するものとします。

(ii) FW/LB 関係

小分類	品目	内容
境界 FW	境界 FW	外部ネットワークとの通信境界にファイアウォールの機能を追加するもの
LB	50Mbps	ロードバランサの仕様が、帯域上限:50Mbps であるもの
	100Mbps	ロードバランサの仕様が、帯域上限:100Mbps であるもの
	300Mbps	ロードバランサの仕様が、帯域上限:300Mbps であるもの
	500Mbps	ロードバランサの仕様が、帯域上限:500Mbps であるもの
	1Gbps	ロードバランサの仕様が、帯域上限:1Gbps であるもの

備考

- (1) 小分類をLB、品目を50MbpsとするIIJ GIOインフラストラクチャーP2 Gen.2は、次条で定める移行パッケージにおいてのみ利用することができます。当該IIJ GIOインフラストラクチャーP2 Gen.2単体で利用することはできません。
- (2) 「帯域上限」は、ロードバランサにおいて外部方向に利用可能な帯域の上限を指します。

(3) フレキシブルサーバリソース関係

(i) 仮想サーバ関係

小分類	品目	内容
サーバリソースプール:共有プラン	サーバリソースプール:共有プラン	仮想サーバの資源を複数の契約者で共有するサーバ基盤上で提供するもの

(ii) ストレージ関係

小分類	品目	内容
	ベーシック	仮想サーバにおいて利用可能なストレージ領域の利用枠を提供するもの
ブロックストレージプール	スタンダード	仮想サーバにおいて利用可能なストレージ領域(品目をベーシックとするブロックストレージプールで提供するストレージ領域より高性能なもの)の利用枠を提供するもの
プライベート OS ライブラリ	プライベート OS ライブラリ	契約者が構築した仮想マシンのイメージ等を格納するストレージ領域を提供する機能

(iii) ソフトウェアライセンス関係

小分類	品目	内容
OS ライセンス:Windows	OS ライセンス:Windows	仮想サーバにおいて利用可能な Windows Server OS の利用権を提供するもの
OS ライセンス:Red Hat Enterprise Linux	OS ライセンス:Red Hat Enterprise Linux	仮想サーバにおいて利用可能な Red Hat Enterprise Linux OS の利用権を提供するもの

(iv) レプリケーション関係

小分類	品目	内容
レプリケーション:移行	レプリケーション:移行	契約者の VMware vSphere 環境から大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類及び品目をサーバリソースプール:共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 への仮想マシンの移行機能を提供するもの

レプリケーション:DR	レプリケーション:DR	契約者の VMware vSphere 環境から大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類及び品目をサーバリソースプール:共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 への仮想マシンの DR 機能を提供するもの
-------------	-------------	---

(4) ディベイテッドサーバリソース関係

(i) 仮想化プラットフォーム VW シリーズ関係

小分類	品目	内容
ベースセット	ベースセット/VW	VMware vSphere ESXi サーバ、データストア及びネットワークの管理を提供するもの
VMware vSphere ESXi サーバ	VW32-384-FC-25G	VMware vSphere ESXi サーバの仕様が、CPU:32コア、メモリ:384GB、FC-HBA 搭載、帯域上限:25Gpbs であるもの
データストア	FC/E 100GB:L1/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:100GB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの
	FC/E 1TB:L10/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:1TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの
	FC/E 2TB:L20/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:2TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの
	FC/E 3TB:L30/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:3TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの

FC/E 4TB:L40/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:4TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの
FC/E 5TB:L50/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:5TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの
FC/E 10TB:L100/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:10TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されているもの
FC/EL 100GB:L1/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:100GB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの
FC/EL 1TB:L10/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:1TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの
FC/EL 2TB:L20/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:2TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの
FC/EL 3TB:L30/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:3TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの

	FC/EL 4TB:L40/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:4TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの
	FC/EL 5TB:L50/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:5TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの
	FC/EL 10TB:L100/VW	データストアのストレージの仕様が、容量:10TB、接続:ファイバチャネル、暗号化されており、バックアップなどI/O性能が求められない用途に適しているもの

備考

- (1) 「帯域上限」は、VMware vSphere ESXi サーバのネットワークインターフェースにおいて利用可能な帯域の上限を指します。

(ii) ネットワーク関係

小分類	品目	内容
インターネット接続	インターネット接続 /28	割り当てるIPアドレスの空間の大きさが1/16Cであるもの
	インターネット接続 /27	割り当てるIPアドレスの空間の大きさが1/8Cであるもの
	インターネット接続 /26	割り当てるIPアドレスの空間の大きさが1/4Cであるもの
	インターネット接続 /25	割り当てるIPアドレスの空間の大きさが1/2Cであるもの

	インターネット接続 /24	割り当てられる IP アドレスの空間の大きさが 1C であるもの
プライベートネットワーク	プライベートネットワーク 25Gbps/VW	VMware vSphere ESXi サーバ上の仮想マシンと、プライベートリソース内の他の品目を接続するネットワークとして利用可能な VLAN であって、帯域上限が 25Gbps であるもの
ローカルネットワーク	ローカルネットワーク 25Gbps/VW	VMware vSphere ESXi サーバ内の仮想マシンが用いる VLAN であって、帯域上限が 25Gbps であるもの
DC コネクタ	DC コネクタ 10Gbps	ネットワークインターフェースの仕様が、帯域上限 : 10Gbps であるもの

備考

- (1) 「帯域上限」は、VLAN又はネットワークインターフェースにおいて利用可能な帯域の上限を指します。

第 3 条(移行パッケージ)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 には、次の移行パッケージ(従前に IIJ GIO サービス契約 約款に基づき提供する IIJ GIO コンポーネントサービス中、品目を FW ベーシック又は FW+LB ベーシックとする IIJ GIO コンポーネントサービスの契約者であったものに対して、同サービス廃止後の後継サービスとして提供される、次に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の組み合 わせをいいます。この個別規程において「移行パッケージ」といいます。)があります。

- (1) FW ベーシック移行パッケージ
 - (i) 大分類をゲートウェイリソース、中分類をネットワーク、小分類をインターネットゲート ウェイ、品目を 100Mbps とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
 - (ii) 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB、小分類を境界 FW、品目を境界 FW とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (2) FW+LB ベーシック移行パッケージ 50Mbps
 - (i) 大分類をゲートウェイリソース、中分類をネットワーク、小分類をインターネットゲート ウェイ、品目を 100Mbps とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2

- (ii) 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB、小分類を境界 FW、品目を境界 FW とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
 - (iii) 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB、小分類を LB、品目を 50Mbps とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (3) FW+LB ベーシック移行パッケージ 100Mbps
- (i) 大分類をゲートウェイリソース、中分類をネットワーク、小分類をインターネットゲートウェイ、品目を 100Mbps とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
 - (ii) 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB、小分類を境界 FW、品目を境界 FW とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
 - (iii) 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB、小分類を LB、品目を 100Mbps とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2

第 4 条(品目種別)

大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 は、次の品目種別(以下この個別規程において「品目種別」といいます。)があります。

品目種別	内容
オンデマンド	最低利用期間の設定がないもの
長期利用	最低利用期間の設定があるもの
ライセンス持ち込み	最低利用期間の設定がないものであって、仮想化基盤ソフトウェアを契約者が用意するもの

第 5 条(最低利用期間)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 に係る IIJ インターネットサービス契約(以下「IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約」といいます。)においては、次に定める品目、品目種別及び第 10 条(オプションサービス)第 3 項に定める場合を除き最低利用期間はありません。最低利用期間の起算日は、それぞれのサービスの課金開始日とします。

(1) 品目

大分類	中分類	小分類	品目	最低利用期間
デディケイテッド サーバリソース	仮想化プラットフ ォーム VW シリ ーズ	ベースセット	ベースセット/VW	1ヶ月

(2) 品目種別

大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバ、品目種別を長期利用とする IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 Gen.2 契約においては、3 年間。なお、最低利用期間満了の 30 日前までに契約者から当社に対して当該 IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 契約の解除又は品目種別の変更申し込みが行われた場合を除き、当該 IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 契約は、最低利用期間満了日の翌日からさらに 3 年間の最低利用期間が設定されるものとし、以降も同様とします。

第 6 条(契約の単位)

当社は、IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 Gen.2 の場合にあっては、一の品目毎に一の IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 Gen.2 契約を締結します。

第 7 条(契約の管理単位)

当社は、IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 Gen.2 の場合にあっては、同一の契約者に係る複数の IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 Gen.2 契約について、当社が定める一の管理単位毎に管理します。

2 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB とする IIJ GIO インフラストラクチャ—P2 Gen.2 は、一の管理単位につき次の上限を超える態様で利用することはできません。

大分類	中分類	小分類	上限
VPC リソース	ネットワーク	追加 IPv4 アドレス	同一小分類における 契約数の上限:1
		DC コネクタ:L2	同一小分類における 契約数の上限:1
	FW/LB	境界 FW	同一小分類における 契約数の上限:1
		LB	同一小分類における 契約数の上限:10
フレキシブルサーバリソース	仮想サーバ	サーバリソースプール:共有プラン	同一小分類における 契約数の上限:20
	ストレージ	ブロックストレージプール	同一小分類における 契約数の上限:2
		プライベート OS ライブリ	同一小分類における 契約数の上限:1
	ソフトウェアライセンス	OS ライセンス: Windows	同一小分類における 契約数の上限:1

		OS ライセンス: Red Hat Enterprise Linux	同一小分類における契約数の上限: 1
レプリケーション		レプリケーション: 移行	同一小分類における契約数の上限: 1
		レプリケーション: DR	同一小分類における契約数の上限: 1
デディケイテッドサーバリソース	仮想化プラットフォーム VW シリーズ	ベースセット	同一小分類における契約数の上限: 1
		VMware vSphere ESXi サーバ	同一小分類における契約数の上限: 200
		データストア	同一小分類における契約数の上限: 100
ネットワーク		インターネット接続	同一小分類における契約数の上限: 5
		プライベートネットワーク	同一小分類における契約数の上限: 20
		ローカルネットワーク	同一小分類における契約数の上限: 50
		DC コネクタ	同一小分類における契約数の上限: 5

3 移行パッケージに係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 は、一の管理単位につき一契約を超えて利用することはできません。

4 一の管理単位において、次の品目種別に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を同時に契約することはできません。

- (1) オンデマンドとライセンス持ち込み
- (2) 最低利用とライセンス持ち込み

第 8 条(利用資格)

大分類をゲートウェイリソース、中分類をネットワーク、小分類をプライベートバックボーンゲートウェイとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用するには、当社が提供する IIJ プライベートバックボーンサービスの契約者である必要があります。

2 次の各号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2(以下この個別規程において「VPC 指定サービス」といいます。)を利用するには、大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を VPC とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の契約者である必要があります。

- (1) 大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を追加 IPv4 アドレスとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (2) 大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を DC コネクタ:L2 とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (3) 大分類を VPC リソース、中分類を FW/LB とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (4) 大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2

3 大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を DC コネクタ:L2 とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用するには、大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を VPC とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 及び IIJ データセンターサービス利用規約に基づき当社が提供する IIJ データセンターサービスの契約者である必要があります。

4 次の各号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用するには、大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の契約者である必要があります。

- (1) 大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類をストレージとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (2) 大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類をソフトウェアライセンスとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2

5 次の号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2(以下この個別規程において「ベースセット指定サービス」といいます。)を利用するには、大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類をベースセットとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の契約者である必要があります。

- (1) 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphereESXi サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (2) 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類をデータストアとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2

6 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバ、品目種別をライセンス持ち込みとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用するには、契約者が仮想化基盤ソフトウェアを用意し、かつ、当該 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の利用期間中、契約者自らの責任において仮想化基盤ソフトウェアを維持、管理する必要があります。

7 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバ、品目種別をライセンス持ち込みとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の契約者が前項に定める利用条件に違背した場合、当社は当該サービスの提供を停止することができます。

8 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類をネットワーク、小分類を DC コネクタとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2(以下この個別規程において「プライベートネットワーク及び IIJ データセンターサービス指定サービス」といいます。)を利用するには、大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類をネットワーク、小分類をプライベートネットワークとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 及び IIJ データセンターサービス利用規約に基づき当社が提供する IIJ データセンターサービスの契約者である必要があります。

9 大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類をレプリケーションとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用するには、大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類及び品目をサーバリソースプール:共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の契約者である必要があります。

第 9 条(契約内容の変更)

契約者は、次の事項について、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の内容の変更を請求することができるものとします。

(1) 次に定める小分類における IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の品目

大分類	中分類	小分類
ゲートウェイリソース	ネットワーク	インターネットゲートウェイ
VPC リソース	FW/LB	LB

- (2) 大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を追加 IPv4 アドレス、品目を /32 とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 における IPv4 アドレス数の上限値の変更を請求することができるものとします。
- (3) 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 における品目種別

第 10 条(オプションサービス)

当社は、当社所定の申込書により当社に対し申込があった場合において、オプションサービスを提供します。

2 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 には、次のオプションサービスがあります。

(1) バックアップオプション

大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類をサーバリソースプール：共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において、仮想マシンのディスク領域のバックアップを利用することができるオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。

(2) 長期利用割引オプション

大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類をサーバリソースプール：共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 及び大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類をブロックストレージプールとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の利用料金を割引するためのオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。長期利用割引オプションには、「1年」「3年」のタイプ、「サーバリソースプール：共有プラン」「ブロックストレージプール ベーシック」「ブロックストレージプール スタンダード」の割引利用枠があります。契約者は、長期利用割引オプションの利用申し込み時に、長期利用割引オプションのタイプ、割引利用枠及びリソース数を指定するものとします。

(3) 追加ディスクオプション/VW

大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類をベースセット、小分類をベースセット/VW とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において運用管理サーバのディスク領域を追加し利用することができるオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの

(4) 追加メモリオプション

大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において提供するサーバのメモリを追加し利用することができるオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもの。追加メモリオプションには、RAM 384GB/VW のタイプがあります。

(5) IIJ プライベートバックボーンサービス連携オプション 1Gbps

大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類をネットワーク、小分類を DC コネクタとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において、IIJ GIO プライベートバックボーンサービスとネットワークを連携するためのオプションサービスであって、当社が別途定める仕様に基づき提供するもので、帯域上限（ネットワークインターフェースにおいて利用可能な帯域の上限を指します。）が 1Gbps のもの

3 追加メモリオプションの利用における最低利用期間は1年とし、その起算日は、追加メモリオプションの課金開始日とします。長期利用割引オプション、追加ディスクオプション/VW 及び IIJ プライベートバックボーンサービス連携オプション 1Gbps の利用における最低利用期間はありません。ただし、長期利用割引オプションにおいては、タイプに応じて次の契約期間が設定されるものとします。契約期間満了の30日前までに契約者から当社に対して当社所定の解約申込書で通知をした場合を除き、長期利用割引オプションは契約期間満了日からさらに1年間又は3年間(タイプにより異なります。)自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。

- (1) タイプを1年とする長期利用割引オプションにあっては、課金開始日を起算日として1年の契約期間
- (2) タイプを3年とする長期利用割引オプションにあっては、課金開始日を起算日として3年の契約期間

4 追加メモリオプションの利用の申し込みは、大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMware vSphere ESXi サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の利用の申込と同時に使う必要があります。

5 追加ディスクオプション/VW 及び追加メモリオプションのみを解除することはできません。

6 契約者は、長期利用割引オプションの契約満了日の30日前までに当社が定める方法により通知することにより、更新後の長期利用割引オプションのタイプ、割引利用枠及びリソース数を変更することができます。

7 オプションサービスにおける利用の停止の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。ただし、追加メモリオプション及び長期利用割引オプションにあっては、追加メモリオプション及び長期利用割引オプションの利用の停止に係る通知が当社に到達した日から30日を経過する日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日(契約期間満了日を含みます。)のいずれか遅い日に、利用の停止の効力が生じるものとします。

- (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
- (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

第 11 条(品質保証)

次の各号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2においては、その稼働率について品質を保証するものとし、その保証基準は別紙1の定めによるものとします。

- (1) 大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類をサーバリソースプール：共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2
- (2) 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類を VMwareSphere ESXi サーバとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2。ただし、当社が定める一の管理単位につき、同一品目に係る当該 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約している場合であって、かつ、当社が定める方法で冗長化設定を行っている場合に限ります。

2 前項の規定は、契約者が一般規程又はこの個別規程に定める契約者の義務に違反した場合及び前項の保証に対する違背が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、適用しません。

第 12 条(解除の効力が生ずる日)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約における当該契約の解除の効力が生ずる日は、以下のとおりとします。

- (1) 契約者が当社所定の解約申込書で通知をした場合、当該通知が当社に到着した日又は契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日
- (2) 契約者が電磁的方法で通知をした場合、契約者が当該通知において解除の効力が生じる日として指定した日

2 契約者が移行パッケージに係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約を解除する場合、前項の解除の効力が生ずる日に、契約の全部が解除されるものとします。品目(第 3 条(移行パッケージ)第 1 項各号に定める品目を指します。)に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約毎に解除することはできません。

3 大分類を VPC リソース、中分類をネットワーク、小分類を VPC とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の解除にあっては、当該 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約に対応する VPC 指定サービスの利用に関する契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。

4 大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類を仮想サーバ、小分類をサーバリソースプール：共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の解除にあっては、当該 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約に対応するサーバリソースプール：共有プラン指定サービスの利用に関する契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。

5 大分類をデディケイテッドサーバリソース、中分類を仮想化プラットフォーム VW シリーズ、小分類をベースセットとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の解除にあっては、当該 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約に対応するベースセット指定サービスの利用に関する契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。

6 大分類をデディケイテッドサーバリース、中分類をネットワーク、小分類をプライベートネットワークとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の解除にあっては、当該 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約に対応するプライベートネットワーク及び IIJ データセンターサービス指定サービスの利用に関する契約が既に解除されている又は当該契約と同時に解除する必要があります。

第 13 条(料金)

契約者が、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の利用に関して支払うべき料金の額は、別紙 2 のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務は IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の申込を当社が承諾した時点で、月額費用の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点又は当社における申込の承諾を要しない事項に係るものにおいては当該一時費用の発生原因となる事実が発生した時点で、それぞれ発生するものとします。

第 14 条(最低利用期間又は契約期間内解除調定)

第 5 条(最低利用期間)第 1 項に定める品目及び品目種別に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約がその最低利用期間の経過する日前に解除された場合(一般規程第 28 条(契約者の解除)第 2 項又は第 3 項の規定に基づき解除された場合を除きます。)には、契約者は、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

2 追加メモリオプション及び長期利用割引オプションがその契約期間満了日前に終了した場合(一般規程第 28 条第 2 項又は第 3 項の規定以外の原因に基づく IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の解除に伴う場合を含みます。)には、別紙 3 に定める金額を支払うものとします。

第 15 条(料金の減額)

当社の責に帰すべき事由により IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 が全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して 24 時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状態が継続したときは、当社は、契約者の請求に基づき、別紙 4 に定めるところにより IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の料金の減額を行うものとします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

2 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において第 11 条(品質保証)に定める品質保証の違背が発生した場合、当社は、別紙 4 に定めるところにより、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の料金の減額を行うものとします。

この場合において前項の減額と本項の減額とが重複するときは、当該減額の合計額は、月額費

用の額をその限度額とします。ただし、契約者が、当該品質保証の違背が発生した月の翌月 15 日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

第 16 条(保証の限定)

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 は、以下の事項を保証するものではありません。

- (1) IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 が常に可用であること
- (2) IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 により保存されたデータが消失、毀損、破損しないこと及び復元可能であること
- (3) 大分類をゲートウェイソース、中分類を FW/LB とする IIJ GIO インフラストラクチャー P2 Gen.2 において提供するファイアウォール機能及び負荷分散機能が、その完全性、正確性及び契約者の利用目的への適合性を有すること

第 17 条(機能の制限)

契約者が、一般規程第 19 条(禁止事項)に係る行為を行った場合、契約者の IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の利用に関し第三者から当社に対し苦情の申し出その他の請求等が為されかつ当社が必要と認めた場合、又はその他の理由により IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の運営に支障をきたすおそれがあると当社が判断した場合は、当社は、次の事項のいずれか又はこれらを組み合わせた措置を行う場合があります。

- (1) 一般規程第 25 条(利用の停止等)に基づくサービスの提供の停止等
- (2) 当該契約者に対する苦情等の解消のための第三者との協議要求
- (3) 当該契約者に対する当社のサーバに設置したデータの削除要求
- (4) 当該契約者に対し何ら通知を行うことなく、当社のサーバに設置したデータの全部若しくは一部の当社による削除、又は当社が第三者の閲覧できない状態に置くこと

2 前項に定める事項のほか、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の運用、維持に支障をきたすおそれが生じた場合、当社は、契約者に何ら通知を行なうことなく当社のサーバへのアクセスを制限する場合があります。

3 当社は、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の安定した運用を目的として、当社の定めるところにより、セッション数及びトラフィックに関する制限を加えることができるものとします。

第 18 条(当社の責任の制限)

当社は、前条(機能の制限)の規定に基づき契約者が IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用して行う情報発信を制限した場合でも、契約者又は第三者に発生した損害について一切の責任を負わないものとします。

2 当社は、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 を利用して契約者が行う一切の行為に対して責任を負わないものとします。また、これら契約者の行為に係る契約者と第三者との紛争に関しては、契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、当社はこれに関与する義務を負わないものとします。

第 19 条(技術的事項)

大分類をフレキシブルサーバリソース、中分類をソフトウェアライセンス、品目を OS ライセンス：Windows とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において当社が提供する WindowsServer 環境において、当社は契約者における管理責任環境を提供するものとします。また、Microsoft が当社に許諾しているサービスプロバイダー製品使用権説明書(SPUR)に基づき、テスト、保守及び管理のためのアクセスとして当社が契約者に管理を委託した範囲において、契約者は、最大 2 名までのユーザーに対しリモートデスクトップ接続のセッションを利用させることができます。

附則

令和 2 年 10 月 1 日施行

1 この契約約款は、令和 2 年 10 月 1 日から実施します。

2 当社が IIJ GIO サービス契約約款に基づき提供する IIJ GIO コンポーネントサービス中、品目を FW ベーシックとする IIJ GIO コンポーネントサービスに係るサービス契約は、令和 2 年 10 月 1 日以降で当社が指定する日以降、FW ベーシック移行パッケージに係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約として、従前の月額費用のまま有効に存続するものとします。

3 当社が IIJ GIO サービス契約約款に基づき提供する IIJ GIO コンポーネントサービス中、品目を FW+LB ベーシックとする IIJ GIO コンポーネントサービスに係るサービス契約は、令和 2 年 10 月 1 日以降で当社が指定する日以降、FW+LB ベーシック移行パッケージ 50Mbps 又は FW+LB ベーシック移行パッケージ 100Mbps に係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約として、従前の月額費用のまま有効に存続するものとします。なお、IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の移行パッケージの種別は、当社が契約者に対し通知するものとします。

令和 3 年 10 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

令和 3 年 12 月 1 日変更

この契約約款は、令和 3 年 12 月 1 日から実施します。

令和 4 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 4 年 1 月 1 日から実施します。

令和 5 年 1 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 1 月 1 日から実施します。

令和 5 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

令和 5 年 7 月 1 日変更

この契約約款は、令和 5 年 7 月 1 日から実施します。

令和 6 年 3 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 3 月 1 日から実施します。

令和 6 年 4 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 4 月 1 日から実施します。

令和 6 年 5 月 1 日変更

この契約約款は、令和 6 年 5 月 1 日から実施します。

別紙 1 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 における品質保証 [第 11 条関係]

稼働率

(1) 保証基準

- (i) 第 11 条(品質保証)第 1 項第 1 号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において提供するサーバプールに作成された仮想マシンの稼働率(当社の定める算定方法による)が 99.99% 以上であること。

(ii) 第 11 条(品質保証)第 1 項第 2 号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 において提供するハードウェアが 2 以上同時に停止せず、かつ、各ハードウェアの稼働率(当社の定める算定方法による)が 99.99%を下回らないこと。

別紙 2 IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 における料金等

[第 13 条関係]

1 初期費用

(1) 基本料金

(i) ゲートウェイリソース関係

中分類	小分類	品目	料金
ネットワーク	インターネットゲートウェイ	100Mbps	0 円
		300Mbps	0 円
		500Mbps	0 円
		1 Gbps	0 円
ネットワーク	プライベートバックボーンゲートウェイ	1 Gbps ベストエフォート	0 円
	モニタリング&オペレーションゲートウェイ	モニタリング&オペレーションゲートウェイ	0 円

(ii) VPC リソース関係

中分類	小分類	品目	料金
ネットワーク	VPC	VPC	0 円
	追加 IPv4 アドレス	/32	0 円
	DC コネクタ:L2	10Gbps	0 円
FW/LB	LB	境界 FW	0 円
		50Mbps	- (注)
		100Mbps	0 円
		300Mbps	0 円
		500Mbps	0 円
		1 Gbps	0 円

(iii) 移行パッケージ関係

種別	料金
FW ベーシック移行パッケージ	0 円
FW+LB ベーシック移行パッケージ 50Mbps	0 円
FW+LB ベーシック移行パッケージ 100Mbps	0 円

(iv) フレキシブルサーバリソース関係

中分類	小分類	品目	料金
仮想サーバ	サーバリソースプール: 共有プラン	サーバリソースプール: 共有プラン	0 円
ストレージ	ブロックストレージプール	ベーシック	0 円
		スタンダード	0 円
	プライベート OS ライブラリ	プライベート OS ライブラリ	0 円
ソフトウェアライセンス	OS ライセンス: Windows	OS ライセンス: Windows	0 円
	OS ライセンス: Red Hat Enterprise Linux	OS ライセンス: Red Hat Enterprise Linux	0 円
レプリケーション	レプリケーション: 移行	レプリケーション: 移行	0 円
	レプリケーション: DR	レプリケーション: DR	0 円

(v) デディケイテッドサーバリソース関係

中分類	小分類	品目(品目種別)	料金
仮想化プラットフォーム VW シリーズ	ベースセット	ベースセット/VW	0 円
	VMware vSphere ESXi サーバ	VW32-384-FC-25G (オンデマンド)	0 円
		VW32-384-FC-25G (長期利用)	0 円

	VW32-384-FC-25G (ライセンス持ち込み)	0 円
データストア	FC/E 100GB:L1/VW	0 円
	FC/E 1TB:L10/VW	0 円
	FC/E 2TB:L20/VW	0 円
	FC/E 3TB:L30/VW	0 円
	FC/E 4TB:L40/VW	0 円
	FC/E 5TB:L50/VW	0 円
	FC/E 10TB:L100/VW	0 円
	FC/EL 100GB:L1/VW	0 円
	FC/EL 1TB:L10/VW	0 円
	FC/EL 2TB:L20/VW	0 円
	FC/EL 3TB:L30/VW	0 円
	FC/EL 4TB:L40/VW	0 円
	FC/EL 5TB:L50/VW	0 円
	FC/EL 10TB:L100/VW	0 円
ネットワーク	インターネット接続 /28	0 円
	インターネット接続 /27	0 円
	インターネット接続 /26	0 円
	インターネット接続 /25	0 円
	インターネット接続 /24	0 円
	プライベートネットワー ク 25Gbps/VW	0 円
	ローカルネットワー ク 25Gbps/VW	0 円
	DC コネクタ DC コネクタ 10Gbps	当社が別途契約者 に示す金額

(2) オプションサービス関係

オプションサービス名称	料金
バックアップオプション	0 円
長期利用割引オプション	1 年: サーバリソースプール: 共有プラン: 1vCPUあたり 0 円 ブロックストレージプール ベーシック: 10GBあたり 0 円 ブロックストレージプール スタンダード: 10GBあたり 0 円 3 年: サーバリソースプール: 共有プラン: 1vCPUあたり 0 円 ブロックストレージプール ベーシック: 10GBあたり 0 円 ブロックストレージプール スタンダード: 10GBあたり 0 円
追加ディスクオプション/VW	0 円
追加メモリオプション	RAM 384GB/VW: 当社が別途契約者に示す金額
IIJ プライベートバックボーン サービス連携オプション 1Gbps	0 円

2 月額費用

(1) 基本料金

(i) ゲートウェイリソース関係

中分類	小分類	品目	料金
ネットワーク	インターネットゲートウェイ	100Mbps	当社が別途契約者に示す金額
		300Mbps	当社が別途契約者に示す金額
		500Mbps	当社が別途契約者に示す金額
		1Gbps	当社が別途契約者に示す金額
プライベートバックボーンゲートウェイ	1Gbps ベストエフォート	0 円	
モニタリング&オペレーションゲートウェイ	モニタリング&オペレーションゲートウェイ	0 円	

(ii) VPC リソース関係

中分類	小分類	品目	料金
ネットワーク	VPC	VPC	0 円
	追加 IPv4 アドレス	/32	当社が別途契約者に示す金額
	DC コネクタ:L2	10Gbps	当社が別途契約者に示す金額
FW/LB	境界 FW	境界 FW	当社が別途契約者に示す金額
		50Mbps	当社が別途契約者に示す金額
		100Mbps	当社が別途契約者に示す金額
	LB	300Mbps	当社が別途契約者に示す金額
		500Mbps	当社が別途契約者に示す金額
		1 Gbps	当社が別途契約者に示す金額

(iii) 移行パッケージ関係

種別	料金
FW ベーシック移行パッケージ	当社が別途契約者に示す金額
FW+LB ベーシック移行パッケージ 50Mbps	当社が別途契約者に示す金額
FW+LB ベーシック移行パッケージ 100Mbps	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1) 移行パッケージに係る IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の月額費用は、移行前のIIJ GIO コンポーネントサービスに係る月額費用と同じとします。

(iv) フレキシブルサーバリソース関係

中分類	小分類	品目	料金
仮想サーバ	サーバリソースプール:共有プラン	サーバリソースプール:共有プラン	当社が別途契約者に示す金額(注 1)

ストレージ	ブロックストレージプール	ベーシック	当社が別途契約者に示す金額(注 2)
		スタンダード	当社が別途契約者に示す金額(注 3)
	プライベート OS ライブラリ	プライベート OS ライブラリ	当社が別途契約者に示す金額(注 4)
ソフトウェアライセンス	OS ライセンス : Windows	OS ライセンス : Windows	1vCPUあたり当社が別途契約者に示す金額(注 5)
	OS ライセンス : Red Hat Enterprise Linux	OS ライセンス : Red Hat Enterprise Linux	4vCPU 以下 : 当社が別途契約者に示す金額 5vCPU 以上 : 当社が別途契約者に示す金額
レプリケーション	レプリケーション : 移行	レプリケーション : 移行	0 円
	レプリケーション : DR	レプリケーション : DR	当社が別途契約者に示す金額(注 6)

(注 1) 中分類を仮想サーバ、小分類をサーバリソースプール:共有プランとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の月額費用は、上記一覧において月額費用として定める額に、仮想マシンに割り当てを行っている vCPU 数(長期利用割引オプションを利用している場合にあっては、当該オプションで指定した vCPU 数の超過分とします。)を乗じた額とします。

(注 2) 中分類をストレージ、小分類をブロックストレージプール、品目をベーシックとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の月額費用は、上記一覧において月額費用として定める額に、ディスクに割り当てを行っているストレージ容量(割引利用枠をブロックストレージプール ベーシックとする長期利用割引オプションを利用している場合にあっては、当該オプションで指定したストレージ容量の超過分とします。)を乗じた額とします。なお、ストレージ容量は 10GB 単位で計算されるものとします。

(注 3) 中分類をストレージ、小分類をブロックストレージプール、品目をスタンダードとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の月額費用は、上記一覧において月額費用として定める額に、ディスクに割り当てを行っているストレージ容量(割引利用枠をブロックストレージプール スタンダードとする長期利用割引オプションを利用している場合にあっては、当該オプションで指定したストレージ容量の超過分とします。)を乗じた額とします。なお、ストレージ容量は 10GB 単位で計算されるものとします。

(注 4) 中分類をストレージ、小分類をプライベート OS ライブラリとする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の月額費用は、上記一覧において月額費用として定める額に、実際に消費しているストレージ容量を乗じた額とします。なお、ストレージ容量は 10GB 単位で計算されるものとします。

(注 5) 中分類をソフトウェアライセンス、小分類を OS ライセンス:Windows とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の月額費用は、上記一覧において月額費用として定める額に、仮想サーバ上の Windows Server OS に割り当てられている vCPU の合計数を乗じた額とします。

(注 6) 中分類をフレキシブルサーバリソース、小分類をソフトウェアライセンス、小分類及び品目をレプリケーション:DR とする IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 月額費用は、上記一覧において月額費用として定める額に、実際に利用している仮想マシンの台数を乗じた額とします。

(v) ディケイテッドサーバリソース関係

中分類	小分類	品目(品目種別)	料金
仮想化プラットフォーム VW シリーズ	ベースセット	ベースセット/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	VMware vSphere ESXi サーバ	VW32-384-FC-25G (オンデマンド)	当社が 別途契 約者に 示す金 額
		VW32-384-FC-25G (長期利用)	当社が 別途契 約者に 示す金 額
		VW32-384-FC-25G (ライセンス持ち込み)	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	データストア	FC/E 100GB:L1/VW	当社が 別途契

		約者に 示す金 額
	FC/E 1TB:L10/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	FC/E 2TB:L20/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	FC/E 3TB:L30/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	FC/E 4TB:L40/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	FC/E 5TB:L50/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	FC/E 10TB:L100/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	FC/EL 100GB:L1/VW	当社が 別途契 約者に

		示す金額
	FC/EL 1TB:L10/VW	当社が別途契約者に示す金額
	FC/EL 2TB:L20/VW	当社が別途契約者に示す金額
	FC/EL 3TB:L30/VW	当社が別途契約者に示す金額
	FC/EL 4TB:L40/VW	当社が別途契約者に示す金額
	FC/EL 5TB:L50/VW	当社が別途契約者に示す金額
	FC/EL 10TB:L100/VW	当社が別途契約者に示す金額
ネットワーク	インターネット接続	インターネット接続 /28 当社が別途契約者に示す金額

	インターネット接続 /27	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	インターネット接続 /26	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	インターネット接続 /25	当社が 別途契 約者に 示す金 額
	インターネット接続 /24	当社が 別途契 約者に 示す金 額
プライベートネットワーク	プライベートネットワー ク 25Gbps/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
ローカルネットワーク	ローカルネットワー ク 25Gbps/VW	当社が 別途契 約者に 示す金 額
DC コネクタ	DC コネクタ 10Gbps	当社が 別途契 約者に 示す金 額

(2) オプションサービス関係

オプションサービス名称	料金
バックアップオプション	仮想マシン:1台あたり当社が別途契約者に示す金額 リモートバックアップ:10GBあたり当社が別途契約者に示す金額
長期利用割引オプション	1年: サーバリソースプール:共有プラン:1vCPUあたり当社が別途契約者に示す金額 ブロックストレージプール ベーシック:10GBあたり当社が別途契約者に示す金額 ブロックストレージプール スタンダード:10GBあたり当社が別途契約者に示す金額 3年: サーバリソースプール:共有プラン:1vCPUあたり当社が別途契約者に示す金額 ブロックストレージプール ベーシック:10GBあたり当社が別途契約者に示す金額 ブロックストレージプール スタンダード:10GBあたり当社が別途契約者に示す金額
追加ディスクオプション/VW	当社が別途契約者に示す金額
追加メモリオプション	RAM 384GB/VW:当社が別途契約者に示す金額
IIJ プライベートバックボーンサービス連携オプション 1Gbps	当社が別途契約者に示す金額

備考

- (1) バックアップオプションの同時利用可能数の上限は、一つの IIJ GIO インフラストラクチャーP2Gen.2 のサーバリソースプール:共有プランにつき 1 とします。
- (2) 長期利用割引オプションの同時利用可能数の上限は、一の IIJ GIO インフラストラクチャーP2Gen.2 のサーバリソースプール:共有プランにつき 1 とします。
- (3) 追加メモリオプションの同時利用可能数の上限は、一の IIJ GIO インフラストラクチャー P2Gen.2 の VMware vSphere ESXi サーバにつき 1 とします。
- (4) 追加ディスクオプション/VW の同時利用可能数の上限は、一の IIJ GIO インフラストラクチャーP2Gen.2 の管理単位につき 5 とします。
- (5) IIJ プライベートバックボーンサービス連携オプションの同時利用可能数の上限は、一の DC コネクタにつき 1 とします。

別紙 3 最低利用期間又は契約期間内解除調定金 [第 14 条関係]

1 第 14 条第 1 項関係

IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 の品目に応じ、第 5 条(最低利用期間)の規定に基づき設定された最低利用期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用(1)に定める金額

2 第 14 条第 2 項関係

第 10 条(オプションサービス)第 3 項の規定に基づき設定された契約期間の残余の期間に対応する別紙 2 の 2.月額費用(2)に定める追加メモリオプション及び長期利用割引オプションの金額

別紙 4 料金の減額 [第 15 条関係]

1 利用不能時の減額 (第 15 条第 1 項関係)

利用不能時間を 24 で除した数(小数点以下の端数は切り捨てます。)に月額費用の 30 分の 1 を乗じて算出した額を減額するものとする。

2 品質保証違背時の減額 (第 15 条第 2 項関係)

- (1) 第 11 条第 1 項第 1 号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約においては、別紙 2 の 2.月額費用(1)(iv) フレキシブルサーバリソース関係の表において月額費用として定める額に、違背が生じたサーバプールに係る仮想マシンに割り当てを行っている vCPU 数を乗じた額の 10 分の 1 を減額するものとする。
- (2) 第 11 条第 1 項第 2 号に定める IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約においては、違背が生じた該当の IIJ GIO インフラストラクチャーP2 Gen.2 契約の月額費用の 10 分の 1 を減額するものとする。